

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 4 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
底建網漁業	1	定めなし	A:北緯 35 度 10 分 9.8 秒 東経 139 度 8 分 43.36 秒 B:北緯 35 度 10 分 9.44 秒 東経 139 度 8 分 52.83 秒 C:北緯 35 度 10 分 4.22 秒 東経 139 度 8 分 54.27 秒 D:北緯 35 度 10 分 4.44 秒 東経 139 度 8 分 44.05 秒 区域 上記 AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	足柄下郡真鶴町岩に漁業根拠地を有し、かつ共第 16 号の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 2 月 9 日まで	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

操業区域

A:北緯 35 度 10 分 9.8 秒

東経 139 度 8 分 43.36 秒

B:北緯 35 度 10 分 9.44 秒

東経 139 度 8 分 52.83 秒

C:北緯 35 度 10 分 4.22 秒

東経 139 度 8 分 54.27 秒

D:北緯 35 度 10 分 4.44 秒

東経 139 度 8 分 44.05 秒

区域 上記 AB、BC、CD 及び DA の 4 直線に
よって囲まれた区域

足柄下郡 真鶴町

